

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活

重要事項説明書・契約書

(株)ケアネット ショートステイ長野

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称・所在等

施 設 名 称	ケアネットショートステイ長野
施 設 種 別	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活
開 所 年 月	平成18年6月2日
所 在 地	長野県須坂市大字小山字蒔田2518－1
電 話 番 号	(026) 251 － 2810
ファックス番号	(026) 251 － 2774
管 理 者 名	岡部 一城
介護保険指定番号	2070700352

(2) 施設の目的と運営方針

【目 的】

株式会社ケアネットショートステイ長野（以下事業者といいます）は、ご利用者が短期間の施設での日常生活を安心して送っていただけるよう、適切な介護サービスを提供します。
介護者の休養・冠婚葬祭や出張等、一時的に生活介護を提供することで、介護者の疲労軽減やストレス解消を図り、ご利用者の在宅生活が継続できるよう支援いたします。
必要に応じ、他のサービス事業者と連携をとり退所後の生活につなげます。
この目的に沿って、事業者では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解下さい。

【運営方針】

短期入所生活介護事業を実施するにあたっては、利用者の人権を尊重し心身の状況に応じ利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護技術をもって行います。
また、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画書を作成し介護支援計画に基づいた援助を行います。

(3) 居 室

個室と2人部屋、4人部屋を用意しています。
特に、ご希望がなければ居室はこちらで決定させていただきます。
但し、利用者の心身の状況により、ご利用途中に変更させていただく場合がありますのでご了承ください。

居室	室数	備考
個室	6	テレビ・トイレ・洗面・冷暖房完備
2人部屋	4	テレビ・トイレ・洗面・冷暖房完備
4人部屋	2	テレビ・トイレ・洗面・冷暖房完備

(4) 職員体制 (2024. 6. 1現在)

単位：人

職名	常勤	非常勤
管理者	1（生活相談員兼務）	
医師		1
看護職員	2（1名は機能訓練士兼務）	1（兼務）
介護職員	11(1名は生活相談員兼務)	
介護補助		4
生活相談員	2（兼務）	
管理栄養士	1	
機能訓練指導員	1（看護職員兼務）	1（看護職員兼務）
調理員	※委託先職員	

(5) 定 員 ショートステイ22名

2. サービス内容

介護計画	ショートステイ介護サービス計画の立案と実施
介 護 生活支援	身体機能や体調に応じて、起床・着替え・移動、排泄、食事・入浴 口腔ケア・就寝の介助や内服援助等、施設での生活に必要な介護 サービスを提供します。
健 康 管 理	毎日の体調確認を行います。 健康上の相談や生活上の注意点等の 助言を受けることができます。 ただし、医療的なサービスを受けることはできません。
食 事	体調・体質・飲み込みの状態、好き嫌い等に合わせた食事 を提供します。また、時間帯も変更し対応致します。（延食） ご自分で食事がとれない人には食事介助をします。 原則的には、ホールで食事をとっていただきます。 【時間帯】 朝 食 ： 8 時頃 昼 食 ： 12 時頃 夕 食 ： 18 時頃
入 浴	体調や身体機能に応じた方法で入浴していただきます。 なお、状態に応じ清拭になる場合もあります。
機 能 訓 練	施設内外での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション 効果を期待したものです。
行事	季節に応じた行事を計画します。

3. 利用料金

(1) 基本料金

<予防> ①単独型介護予防短期入所生活介護費

要介護認定度	1日当たりの料金		1日当たりのご利用者様負担額 (1割負担の場合)	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援1	4,790円	4,790円	479円	479円
要支援2	5,960円	5,960円	596円	596円

②対象加算Ⅰ

加 算 項 目	1 日当たりの料金	1 日当たりのご利用者様負担額 (1割負担の場合)
送迎加算（片道）	1,840円	184円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	18円
機能訓練体制加算	-	-
個別機能訓練加算	-	-
緊急時短期入所受入加算（※対象者のみ）	900円	90円

<介護> ①単独型短期入所生活介護費

要介護認定度	1 日当たりの料金		1 日当たりのご利用者様負担額 (1割負担の場合)	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	6,450円	6,450円	645円	645円
要介護2	7,150円	7,150円	715円	715円
要介護3	7,870円	7,870円	787円	787円
要介護4	8,560円	8,560円	856円	856円
要介護5	9,260円	9,260円	926円	926円

②対象加算Ⅰ

加算項目	1 日当たりの料金	1 日当たりのご利用者様負担額 (1割負担の場合)
看護体制加算（Ⅰ）	40円	4円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	8円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130円	13円
機能訓練体制加算	-	-
個別機能訓練加算	-	-
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	18円
緊急時短期入所受入加算（※対象者のみ）	900円	90円

<共通> ③対象加算Ⅱ

加 算 項 目	算 定 方 法
処遇改善加算（Ⅰ）	①単位数＋②の内、取得加算単位数×利用回数×14.0%

※送迎の通常地域＜須坂市、長野市（除く旧戸隠・鬼無里・大岡）上高井郡、中野市＞
以外については、上記料金に加え、片道500円を頂きます。

(2) 介護保険給付対象外の利用料金

① 食 費

朝 食	350 円
昼 食	715 円
お や つ	115 円
夕 食	715 円
合 計	1,895 円

- ② レクリエーション等にかかる費用（参加された方のみ実費を頂戴します）
- ③ 日常生活上必要となるものに係る日用品費用 200円／日
日用品には、とろみ粉、入浴用バスタオル、タオル、ボディーソープ、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー等が含まれます。
- ④理容サービスにかかる費用
理容師の出張サービス（調髪・顔剃り）をご利用いただけます。
利用料金は調髪のみ2,800円／回、調髪+顔剃り3,200円／回です。
但し、理容師の出張日以外はご利用いただけません。
- ⑤居住費（一人当り滞在費）

従来型個室	2,040円/日
2人部屋	1,040円/日
4人部屋	855円/日

なお、居住費（滞在費）・食費につきましては、利用者負担段階が第1段階・第2段階第3段階に該当される方（市町村窓口にて「特定入所者介護サービス費」の申請を行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方）については、介護保険より補足給付があるため、次のとおり利用者負担が軽減されます。

利用者負担		1日当たりの居住費		1日当たりの食費
		従来型個室	多床室	
第1段階		320円	0円	300円
第2段階		420円	370円	600円
第3段階	①	820円	370円	1000円
	②	820円	370円	1300円

- (3) キャンセルについて
利用予定日の当日や直前にサービス提供をキャンセルした場合は以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない理由がある場合にはキャンセル料は不要とします。

キャンセル時期	キャンセル料
利用予定日の前日	1日の利用者負担金の80%の額
利用予定日の当日	1日の利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です

- (4) 支払い方法
当月の合計額の請求書に明細を付して翌月20日までに送付します。
支払い方法は、毎月26日に金融機関からの口座引き落としとなります。
- (5) 償還払いについて
ご利用様が要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦支払い頂きます。後日、要介護認定を受けた場合は、当社発行のサービス提供証明書を住民票のある市町村に提出いただきますと自己負担額を除いた全額が介護保険から払い戻されます。
但し、「自立」と認定された場合は、全額自己負担となります。

(6) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の支払い限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(7) その他

利用者および家族へのサービス実施記録の写しが必要な場合は、コピー代として20円／枚をいただくことになります。

4. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 介護保険証の確認

ご利用にあたり、ご利用者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

(2) 利用前日の電話連絡

利用前日に体調確認のための電話をいたします。

施設送迎を希望される方には当日の送迎予定時間を連絡いたします。送迎予定時間に支障がある場合はご家族で送迎をお願いします。

(3) 持ち物について

- ① 普段服用されている薬（ご利用日数分・薬の説明書）
- ② 衣類（1組程度）・上靴・杖・歩行器・車椅子等
- ③ 食事の時に使われている自助具（スプーン、フォーク等）
- ④ 食後、口腔ケアを行います。歯ブラシをご持参ください。
- ⑤ タオル・バスタオル・紙おむつ類・とろみ粉は、当事業者で用意しておりますので持参の必要はありません。

(4) 持込の制限

食べ物・飲み物の持ち込みはお断りいたします。

貴重品・現金・危険物、ペット等の持込はご遠慮下さい。

貴重品は、利用中に紛失等がございまして、責任を負いかねますので充分ご注意ください。

(5) 施設・設備・敷地内使用上の注意

事業者は、他ご利用者様との共用施設ですので、本来の用途に従って利用ください。

なお、故意または避けられた状況で施設・設備等を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者様負担により現状復旧いただくか、相当代価を支払いただく場合があります。

(6) 喫煙は、お断りいたします。

(7) 体調不良時の対応について

事業者は医療機関ではありません。医療設備や医師はおりませんので、利用中に体調を崩された時等にご家族に連絡いたします。病院受診が必要な場合は、ご家族に受診対応をお願いします。尚、感染症が疑われる場合は施設内集団感染予防の観点から利用の中止をお願いすることがあります。

5. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

6. 業務継続に向けた取組の強化

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

1. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

2. 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

3. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

4. 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：管理者 氏名：岡部 一城

8. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

3. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

4. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

5. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

9. 要望・苦情等の申し出

事業者には支援相談の専門員として相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。
また、要望や苦情なども、相談員等にお寄せ頂ければ速やかに対応いたします。
その他、玄関入り口に備えつけの「ご意見箱」をご利用ください。
担 当：相談員 岡部一城 ・ 小林 久美子

TEL026-251-2810

なお、市町村及び国民健康保険団体連合会にも苦情受付窓口が設置されております。
事業者では第三者評価の実施は致しておりません。

- ◆ 国民健康保険団体連合会 長野市西長野143-8 TEL026-238-1550
- ◆ 須坂市役所 高齢者福祉課 須坂市大字須坂 1528-1 TEL026-248-9020
- ◆ 長野市役所 介護保険課 長野市大字鶴賀緑町1613 TEL026-224-7991
- ◆ 小布施町役場 小布施町大字小布施1491-2 TEL026-247-3111
- ◆ 高山村役場 高山村大字高井4972 TEL026-245-1100
- ◆ 中野市役所 中野市三好町1-3-19 TEL0269-22-2111

10. 他機関・施設等との連携

事業者では、病院・診療所・歯科診療所等に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合は、速やかな対応をお願いするようにしています。また、事業者での対応が困難な状態となったり、専門的・医学的対応が必要になった場合には、他の機関を紹介します。
なお、入院加療が必要になった場合は、入院と同時に退所扱いとなりますがご了承ください。
※緊急の場合は、お聞きした緊急連絡先にご連絡いたします。
【嘱託医】 西澤内科胃腸科医院（須坂市墨坂1丁目4番1／026-248-1212）

11. 事故対応

利用者事故が生じた場合は、速やかに受診対応等適切な処置を図るとともに、ご家族が指定した緊急連絡先に連絡します。
また、事故原因を究明し、事故防止策を講じて再発防止に努めております。

12. 非常災害対策

建 物	建築基準法2条第9号の3に規程する準耐火建築物
防災設備	消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・火災通報設備・スプ リンクレー
防災訓練	避難訓練・消火訓練等（2回／年以上実施）

13. 禁止事項

事業者では、多くのご利用者様に安心して施設生活を送っていただくために、利用者の「営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。
また、無断で外出されますと事故等につながりますので、外出・外泊ご希望の場合は予め職員に申し出ください。

以上